

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に係る事務取扱要領の制定
について

令和 7 年 4 月 1 日例規（交総）第 2 4 号
千葉県警察本部長

各部長・参事官・所属長
見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に係る事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 2 章の 2 及び道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「規則」という。）第 5 条の 3 から第 5 条の 5 までの規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

1 遠隔操作者

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者をいう。

2 使用者

遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。）の使用者をいう。

3 遠隔操作場所

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所をいう。

4 通行場所

遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所をいう。

5 届出書

法第 1 5 条の 3 第 1 項の規定により使用者が公安委員会に提出する、遠隔操作型小型車使用届出書（規則別記様式第 1 の 3 の 4）をいう。

6 報告等の求め

法第 1 5 条の 5 第 1 項の規定により、公安委員会が使用者に対し、報告又は資料の提出を求めることをいう。

7 立入検査

法第 1 5 条の 5 第 1 項の規定により、公安委員会が職員に、遠隔操作場所その他の使用者の事務所（以下「事務所」という。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることをいう。

第 3 届出の受理

1 届出窓口等

（1）届出窓口

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出の窓口は、交通部交通総務課と

する。

(2) 届出受理

交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出を受けたときは、届出内容を確認し、遠隔操作型小型車届出管理台帳（別記第1号様式）に所定事項を記載の上、本部長に報告するものとする。

2 届出事項等

(1) 届出事項

交通総務課長は、使用者が法第15条の3第1項前段の規定により遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出をしようとするときは、遠隔操作型小型車の道路における遠隔操作による通行を開始しようとする日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出させるものとする。

ア 使用者の氏名及び住所（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名）

イ 通行場所

ウ 遠隔操作場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

エ 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

オ 非常停止装置の位置及び形状

カ 遠隔操作型小型車の大きさ、原動機の種類及び構造上出すことができる最高の速度

(2) 添付書類

前(1)の規定により届出書を提出させるときは、次に掲げる書類を添付させるものとする。

ア 届出をする者（以下「届出者」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

イ 届出者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあっては、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類の写し

ウ 届出者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

エ 遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下このエにおいて単に「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面（以下「合格証」という。）その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

オ 通行場所の付近の見取図

3 届出の確認時の留意事項

交通総務課長は、前記1(2)の届出を受理したときは、次に掲げる事項につい

て留意の上、確認を行うこと。

(1) 使用者の住所及び遠隔操作場所の所在地

使用者の住所及び遠隔操作場所の所在地が、いずれも日本国内であること。

なお、使用者の住所又は遠隔操作場所の所在地が通行場所と異なる都道府県である場合には、関係する都道府県警察間において必要な情報共有を図ること。

(2) 通行場所

届出書に記載される通行場所については、番地まで特定されていること。また、法に規定する遠隔操作型小型車の通行方法が遵守されるよう、届出書の通行場所に係る記載内容に応じて、遠隔操作型小型車を対象とする交通の規制の実施状況を届出者に教示するなどすること。

(3) 遠隔操作のための装置、人員その他の体制

届出された遠隔操作のための装置、人員その他の体制が、遠隔操作者が法第14条の3に規定する義務を常に履行することができる状態を確保するものかどうかを確認し、届出者に必要な指導・助言を行うこと。

なお、遠隔操作のための装置、人員その他の体制にあつては、次に掲げるものが想定される。

ア 遠隔操作のための装置としては、遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器（手動操作装置を含む。）の概要、前進、後退、停止、加減速及び右左折に係る操作方法、非常停止装置の作動時における遠隔操作者への通知方法、有線・無線の別（有線についてはケーブルの長さを含む。）、通信遅延・通信断絶時における遠隔操作型小型車の制御方法等

イ 遠隔操作のための人員としては、遠隔操作者及びその補助を行う者の人数、交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合における安全確保措置を行うための人員配置等

ウ その他の体制としては、二以上の遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させる場合における、一人が操作することができる遠隔操作型小型車の最大数、一の遠隔操作型小型車を二人以上の者が操作することができる場合における遠隔操作者を事後に特定するための方法、遠隔操作者に対する教育・訓練の内容等

(4) 運送される人又は物の運送の方法

人を運送しようとする場合には乗車人員の安定性の確保の方法（車外への転落防止措置）等を、物を運送しようとする場合には物を積載する場所及び物の固定方法（車外への転落防止措置）等をそれぞれ確認すること。また、運送しようとする物に鋭利な突出部がある場合その他歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合には、法第14条の3の規定に違反する可能性があることから、届出者に必要な指導・助言を行うこと。

(5) 遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

合格証その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面は、法第15条の規定による通行方法の指示、法第15条の2の規定による遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置、法第15条の6の規定による使用者に対する

指示等を的確に行うことができるよう、どのような構造及び性能のものが道路を通行することとなるのかをあらかじめ把握するために求めるものであり、これを最も簡便かつ確実に把握することができる書類としては合格証が挙げられるところ、これに相当する遠隔操作型小型車の製造者が作成した仕様書をはじめとする客観的な資料を排除するものではないこと。

第4 届出番号の通知等

1 通知

(1) 届出番号の通知

届出者を識別するための番号、記号その他の符号（以下「届出番号」という。）の通知は、届出番号通知書（別記第2号様式）により届出者に行うこと。

(2) 届出番号

届出番号は、届出ごとに届出年（西暦）、届出月に続き一連番号（2桁）を付すこと。

(3) 届出番号の表示

届出番号通知書を交付するに当たっては、法第15条の4の規定により、前（2）の届出番号を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に、明瞭に表示しなければならないことを確実に説明すること。

2 情報共有

交通総務課長は、届出を受理した遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行が開始されるまでの間に、通行場所を管轄する署長（以下「管轄署長」という。）に対して、届出事項等について情報共有を図ること。

第5 届出事項の変更

1 変更届出の受理

交通総務課長は、使用者が法第15条の3第1項後段の規定により届出事項を変更しようとするときは、遠隔操作型小型車の道路における遠隔操作による通行を開始しようとする日の1週間前までに、前記第3の2（1）に規定する届出事項を記載した届出書及び同（2）に規定する添付書類を提出させるものとする。この場合には、前記第3の1（2）の規定を準用する。

2 情報共有

交通総務課長は、変更届出を受理した遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行が開始されるまでの間に、管轄署長に対して、変更した届出事項等について速やかに情報共有を図ること。

第6 遠隔操作者に対する指示並びに報告等の求め及び立入検査

1 遠隔操作者に対する指示

(1) 通行方法の指示

警察官は、法第15条の規定により、法第10条第1項若しくは第2項、法第12条若しくは法第13条又は法第14条の2若しくは法第14条の3の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(2) 指示の手続

ア 前（１）の指示は、道路において遠隔操作者を認めることができる場合は口頭により直接行うこと。また、道路において遠隔操作者を認めることができない場合は、電話連絡又は遠隔操作型小型車に備えられた装置（音声等により遠隔操作者が遠隔操作型小型車の周囲の状況を認識することができるものをいう。）を通じて、遠隔操作者に対して行うこと。

なお、電話連絡を行う場合には、届出書を参照すること。

イ 前記（１）の指示は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３条第１項第１３号に掲げる処分に該当することから、事前に意見陳述のための手続をとる必要はない。

２ 使用者に対する指示

（１）是正措置の指示

法第１５条の６の規定により、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関して違反行為があった場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときに、使用者に対し、必要な措置を執るべきこと（措置を執るまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示するものとする。

（２）指示の手続

ア 交通総務課長は、前（１）の指示の必要性を認めたときは、指示処分伺書（別記第３号様式）により公安委員会に報告すること。

イ 前記（１）の指示は、行政手続法上の不利益処分に該当することから、交通総務課長は、公安委員会が当該指示をしようとするときは、使用者に弁明通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２６号。以下「聴聞規則」という。）別記様式第１６号）を事前に交付すること。

ウ 交通総務課長は、公安委員会が前記（１）の指示をするときは、使用者に遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（別記第４号様式）を交付し、当該使用者から受領書（別記第５号様式）を徴すること。

エ 交通総務課長は、公安委員会が前記（１）の指示を行う場合には、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項及び行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定により、当該指示を口頭で行う場合を除き、指示の相手方となる使用者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間並びに当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

（３）指示事項

使用者に対する指示は、違反行為と関連性のあるものとし、使用者が講ずべき措置を具体的に示すこと。

（４）指示後の通報

交通総務課長は、使用者に対する指示を実施した場合において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させている

と認められるときは、本部長に報告の上、指示実施通知書（別記第 6 号様式）に届出書及び添付書類の写しを添付して送付することにより、当該区域を管轄する都道府県公安委員会に指示を実施したことを通知すること。

（５）是正状況の確認

交通総務課長は、前記（１）の指示から一定期間経過後、次記 3 により当該指示の遵守状況等を確認すること。

3 報告等の求め及び立入検査

（１）報告等の求め

交通総務課長は、報告等の求めを実施する場合は、本部長に報告の上、報告・資料提出要求書（別記第 7 号様式）により行うこと。この場合において、当該使用者から報告又は資料の提出があるときは、報告・資料提出書（別記第 8 号様式）により受理すること。

（２）立入検査

ア 交通総務課長は、立入検査を実施する必要があると認めるときは、本部長に報告すること。

イ 職員は、立入検査を行う際は、その身分を示す証票（警察官であれば警察手帳、警察行政職員であれば千葉県警察職員の身分証の取扱いに関する訓令（平成 10 年本部訓令第 6 号）に定める身分証）を携帯し、関係者に提示すること。

なお、立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

ウ 交通総務課長は、立入検査を実施したときは、立入検査実施結果報告書（別記第 9 号様式）を作成し、本部長に報告すること。

（３）意見陳述のための手続

報告等の求め及び立入検査は、行政手続法第 3 条第 1 項第 14 号に掲げる処分から該当することから、事前に意見陳述のための手続を執る必要はない。

4 他の都道府県公安委員会との連携

（１）相互協力

ア 立入検査の必要がある場合において、事務所が管轄区域外に所在し、かつ、本県警察による立入検査の実施に支障があり、又は支障があるおそれがあるときは、公安委員会から当該事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「事務所管轄公安委員会」という。）に対して、当該事務所への立入検査の実施を依頼することができる。この場合における依頼は、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）警察庁に連絡の上、立入検査実施依頼書（別記第 10 号様式）に届出書及び添付書類の写しを添付して事務所管轄公安委員会に依頼するものとする。

イ 通行場所を管轄する都道府県公安委員会（以下「通行場所管轄公安委員会」という。）からの依頼に基づき立入検査を実施した場合には、立入検査実施結果通知書（別記第 11 号様式）を送付することにより、通行場所管轄公安委員会に結果を通知するものとする。

(2) 通知

交通総務課長は、使用者に対する報告等の求め、又は立入検査を実施した場合（事務所管轄公安委員会に立入検査を実施させる場合を含む。）において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、報告等の求めにあつては報告等の求め実施結果通知書（別記第12号様式）を、立入検査にあつては立入検査実施結果通知書を作成し、本部長に報告の上、それぞれ当該区域を管轄する都道府県公安委員会に結果を通知すること。

以下様式省略